漁船保険付保義務の発生.....

都市計画事業計画の変更認可.... 道路の区域の変更.....

(都市計画課) ...

Ó

(水産振興課)

路 課)

: :

껃 껃 (開発課)

:

=

同表の三の3の○の表中

\ 二

六〇〇円

三七、

000円

五、

六〇〇円

六

公

告

臨時の職業訓練の施行......

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則.......

政健

策福

課祉

規

則

目

次

告

示

平成二十二年三月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

第三千二百十六号

平成二十二年(金曜日)

青森県規則第十二号 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する。

青森県災害救助法施行細則 (昭和三十年四月青森県規則第四十号) の一部を次のよ

別表第一の一の2の〇中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改め、

七、三〇〇円

二二、三〇〇円

=

八〇〇円

	九	
	IIIOOE	
	四九、	
	四九、八〇〇円	
	九、三〇〇日	
ŧ	Ē.	_
	一七、五〇	

五〇〇円	三〇〇円
七五、	
七五、九〇〇円	四九、八〇〇円
10、四00円	七、三〇〇円
ŧ ŧ	Ē.

ΙJ	IJ
*	<u></u>
<u>二</u> 九	٠ ١ ا
000円	垣〇〇甲
三七、五	二六六

	00円	00円
	五	
	00円 五二、三00円 六一、三00円 七七、	三三、三〇〇円 三九、九〇〇円 五〇、五〇〇円
	, 	三九、
	三〇〇円	九〇〇円
	せせ、	五〇、
	000円	五〇〇円
	Ó	ť
	一〇、五〇〇円	七、四〇〇円
_	. 15	=

同 (二 (2 (五 (五 (五 (五 (五 (五)	司 3 0 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
九、一〇〇円	五、六〇〇円
一二、000円	七、六〇〇円
一六、九〇〇円	、回〇〇円
- Q	=

改め、

000円	八〇〇円
二五、四〇〇円	一七、五〇〇円
- *	Έ
九、二〇〇円	五、七〇〇円
一二、二〇〇円	七、七〇〇円
-t\(-00	一、六00

規

則

に開示することができる保有個人情報の一部改正.....(職員福利課)...

県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森 青森県営農大学校の短期研修......

(営農大学校) ...

Ħ.

教育委員会

開発行為に関する工事の完了......

(建築住宅課) ...

Ħ.

出

先機 関 平

るので、

	円	円
	<u>Ó</u>	— 四
	三〇〇円	000円
	五	Ιt
	八〇〇円	七00円
_		

に改め、 別表第一の六の1中「又は」を 岩

規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」 しくは」 同六の2中「五十一万円」 ĺĆ マ 応急修理」 を を「五十二万円」 「応急修理」 に改め、 に改める。 「できない者」 の下に 「又は大 を加

万四千五百円」 「一万九千百円」を「一万八千七百円」に改め、 「一万五千六百円」 別表第二の一の1の①中「二万二千百円」を「二万千六百円」 同1の出中「一万五千九百円」を「一万五千六百円」 を 「一万四千三百円」に改める。 に改め、 同1の穴中「一万五千七百円」 同1の四中「一万五千八百円」 を「一万五千四百円」 に改め、 に改め、 同1の八中「一 同 1 の に を

附 則

の 2 の □ ` この規則は、 三の3並びに六の1及び2の規定は、 公布の日から施行し、 改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の 平成二十一年四月一日から適用す

示

青森県告示第百七十八号

例第三十九号) 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例 同条第三項の規定により告示する。 第二条の二第一項の規定により、 次のとおり臨時の職業訓練を施行す (昭和三十九年四月青森県条

成二十二年三月二十六日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

開発校の名称を実施する能力を実施する能力 等技術専門校 等技術専門校 校前 期訓普 課練通 程・職 短業 訓の職 練種業 課類訓 程・練 対 象 者 科ネ ッ 践科エアビジネス実 訓 養成科 ススキル 医療事務科 〇A事務科 科記・企業会計 基礎科 総合IT科 医療事務科 0 介護福祉科 販売実務科 介護福祉科 般事務科 A販売実務科 Τ Aビジネス科 簿記経理科 トビジネス 練 ビ 科 三月 三月 六月 六月 三月 三月 期訓 三月 三月 三月 三月 六月 三月 三月 戸 月 戸 戸 間練 ×二 回人 ×二 五〇 回人 ×二 五〇 回人 ×二 ○ 回人 ×二 回人 ×二 二 回人 ×二 回人 <u>×</u>_ = 0 定 ×二 回人 $\overline{\bigcirc}$ Ō × 回人 0 - 五 回力 回人 回入 回人 回人 数

校前 校熟	森 学森 県 院県 立 立 青 八	等技術,專門校 高 門校高	等技術専門校 高	科青茶院是立八戸工	
-------	--	---------------------	-------------	-----------	--

を又長共で子原 受はの職あ家則 け受受業つ庭と た講講安てのし 者推指定、母て 薦示所公等母 受はて求四み所公 け受受職十をに共 た講講者歳す求職 者推指で未る職業 意元あ満概申安 を又つのね込定														
養成科	養成科 パソコンスキル	経理ビジネス科	科・ドビジネス	ター科 Webクリエー	ター科 Webクリエー	介護福祉科	介護福祉科	OAビジネス科	総合IT科	OAシステム科	ター科	ス科経理ビジネ	ス科 福祉サービ	介護員養成科
三月	三月	三月	四月	四月	四月	三月	月	月	六月	三月	三月	三月	三月	三月
	五人	×- 回人	×一 三五 回人	×一 三五 回人	×一 三五 回人	五人	×二 回人	×一 二五 回人	×二 四〇 回人	×一×二 一五四〇 回人回人	x — x 二 一五四〇 回人回人	x — x 二 三五三〇 回人回人	x — x 二 —五七〇 回人回人	<u>-</u> O X

科青等青等青 学森技森 院県術東衛 京門弘門 八門弘門青 戸校前校森 工		科青等青 学森技森 院県術県東京 院県市立 門弘門 戸校前校 工	科学院立八戸工	科青職青等青 学森業森技森 院県訓県技術 立練立専立 八校障門青 戸 害校森 工 者 高 工 者 高				等技術専門校青森県立青森高		科学院立八戸工		
	通訓普 課練通 程・職 普業	期訓普 課練通 程・職 短業										
卒業以上の者である。	指標である。 指標である。 ができるでは、 ができるでは、 ができるできる。 ができるできる。 ができるできる。 ができるできる。 はできるできる。 はできるできる。 はできるできる。 はできるできる。 はできるできる。 はいできるできる。 はいできるできる。 はいできるできるできる。 はいできるできるできる。 はいできるできるできる。 はいできるできるできる。 はいできるできるできるできる。 はいできるできるできるできるできる。 はいできるできるできるできるできるできる。 はいできるできるできるできるできる。 はいできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	者 選講している 前年度から引	受はの職るみ所公 け受受業者をに共 た講講定で、つ職 者推指定の公 で、つ職業 た で、 で で の で で の で で で で で で で の で で の で の				を受けた者が	ストラス できます できます こく	でするできるでするできます。	すの促生 の促生 は進等に関 に関 に関		
保育士養成科	科護福祉士養成	科護福祉士養成	練入セット型訓		練コース実践能力習得訓	算科プロ・表計	W e b科	DTP科	OAビジネス科	OA事務科	介護福祉サービ	ス科 O A 経理ビジネ
<u>二</u> 年	二年	年	ら一 三月 月か		ら 三月 月か	月	月	月	三月	三月	三月	三月
人二五	人一七五	人 <u></u> 三	= O,		三〇人	- O X	_ O X	- 0人	- - - -	×- 回人	五人	三五 回人 ×

青森県告示第百七十九号

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第百八十号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月二十五日まで青森県県土整

平成二十二年三月二十六日

生司 た木 ヨ で・コー 直

青森県知事
Ξ
村
申

吾

1									
道 出原線 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・三三メートルから 二、ハ・九六メートル 道 出原線 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・三三メートルから 二、〇六〇・〇〇メートル 道 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 九・二〇メートルまで 二、〇六〇・〇〇メートル 水津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 九・二〇メートルまで 二、〇六〇・〇〇メートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 九・二〇メートルまで 二、〇六〇・〇〇メートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・五・九〇メートルまで 二、〇六〇・〇〇メートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・五・九〇メートルまで 二、〇十・ルまで 二、〇十・ルまで 二、〇十・ルまで 二、〇十・ルカートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字前川二の二から 一〇・五・九〇メートルまで 二、〇十・ルカートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・五・九〇メートルカートルまで 二、〇十・ルカートル 北津軽都鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 前 一〇・五・九〇メートルカートルまで 二、〇十・ルカートルカートルカートルカートルカートルカートルカートルカートルカートルカート		3			2		,	1	番図号面
り		県			県		ļ	₽	
おいっ		道			道		ij	道	
本経郡鶴田町大字妙堂崎字菊川 ○○まで 後		線崎 五			線西 目			泊 脇	線
数 地 の 幅 員 数 地 の 延 長	津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二	津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇まで津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林三三の六か	津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二		津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の七ま津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上八四の一		つ市脇野沢蛸田一一の	つ市脇野沢蛸田一二の	更の区
M	後	前	前	後	後	前	後	前	前変 後更 別の
	一五・九〇メートルまで	三三・四〇メートルまで	一五・九〇メートルまで	七二	七七・八〇メートルまで	六二・四〇メートルまで	八・五三メートルまで	一○・三三メートルまで	地の幅
備考	一三八・二〇メートル	一三六・八〇メートル	一三八・二〇メートル	二、〇七二・〇〇メートル	二、〇六〇・〇〇メートル	二、〇六〇・〇〇メートル	二八・九六メートル	二八・九六メートル	地の延

県 道 島守八戸線 八戸市大字是川字下田中沢二の二まで八戸市大字是川字下田中沢一の一から

4

青森県告示第百八十一号

項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十二年三月十七日認可したので、同条第二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 八戸都市

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業 (八戸市公共下水道)

事業施行期間

Ξ

昭和三十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

兀

収用の部分

使用の部分

2

事業地を変更する。 六号) の事業地のうち長者四丁目、吹上二丁目、 都市計画事業計画の変更認可 (平成二十一年四月十三日青森県告示第二百七十 大字糠塚字柳ノ下地内において

公

開発行為に関する工事の完了

後

〇・三〇メートルまで八・七〇メートルから

九六・〇〇メートル

前

一○・○○メートルまで八・七○メートルから

五・一八メートル

前

一〇・三〇メートルまで八・七〇メートルから

九六・〇〇メートル

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成二十二年三月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

名開 称発 域 (工区) に含まれる地域の (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

部、大字大間字上野四〇の三の一部の一部、二七の一の一部及び五三の一の一部及び五三の一の一部入び五三の一部、二五下北郡大間町大字大間字奥戸上道二三下北郡大間町大字大間字奥戸上道二三

(第二工区

株式会社・JPビジネスサービス東京都江東区深川二丁目二の一八

先 機 関

出

青森県営農大学校告示第一号

の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。 青森県営農大学校条例 (昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号) 第八条第一項

平成二十二年三月二十六日

青森県営農大学校長 下 平 孝

則

研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

	度決定する。 との都には、その都には、その都には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	若干名	度実施する。格職の上、その都業関係団体の長と	特別研修
		八人	二日まで 月八日から同月十 平成二十二年十一	
		八人	二十九日まで二十九日まで	
		八人	十二日まで 十八日から同月二 平成二十二年十月	
科者の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の		八人	七日まで十二年九月平成二十二年九月	
及技自も び能動 農 業験 機験 機験 機験		八人	月三日まで三十日から同年九平成二十二年八月	
・ 免許(けける ま型特殊 手がも引 まずれ引	係者 係者 係者 係者 のび農業関	八人	まで 二日から同月六日 平成二十二年八月	研修 修 業安全
修理・整備・	係者 係 養業者及び 農業関	ţ	月二十六日まで月二十六日まで	
修理・整備・ コンバインの	係者 係者 のび農業関	+ + +	日まで 月四日から同月五 日まで	備農 研修機械整
	係者 展業者及び農業関	= 大	年十二月三日まで 月二十九日から同 平成二十二年十一	
		三十五人	まで 六日から同月十日 平成二十二年九月	
験資格取得 能検定試験受 機械士技	青森県営農大学校	三十五人	二十七日まで二十二年八月	養 成 研 修 械 械 士
得 等 等 等 等 等 等 後 定 就 的 定 就 的 定 就 的 定 就 的 是 的 。 。 。 。 的 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	農業機械士認定者	<u>†</u>	二十八日まで 二十八日まで 三十八日まで 日月	修械指 士 養農 成研機
摘要	受講対象者	定講者の	期間	研修の種類

2 新規就農チャレンジスクール

実践コース	準備コース	研修の種類
を除く) を除く) がら同年十一月まれ (土日、祝祭日	七日間) で (各月一回、計平成二十二年五月	期間
五人	十五人	定講者の
見強い 見強実に でで、研修経過でで、 ででの定年と ででのでは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	新規就農志向者	受講対象者
		摘
		要

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 2 テキスト代・農場実習栽培経費 (新規就農チャレンジスクール実践コースのみ)
- 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費 (十一月から四月の間) 、諸経費 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額

3

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

に開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。 条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち 平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号 (青森県個人情報保護条例第二十

平成二十二年三月二十六日

青 森 県教育委員会

候補者選考試験の項を削る。 表公立学校栄養教諭採用候補者選考試験及び県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人) 定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)